様式第2号(第4条関係)

受水タンク流末装置工事申込書

江津市水道事業管理者　様

施設所有者　住所

氏名　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |
| --- | --- |
| 施設場所 | 江津市　　　　町　　　　　　　　　　番地 |
| 施設の名称 |  |
| 管理責任者 | ㊞ |

誓約事項

1　受水タンク以下の装置(以下「タンク以下装置」という。)は、水道法(昭和32年法律第177号)でいう給水装置ではないので、タンク以下装置及びそれにより供給される水の水質及び衛生等の管理は、管理責任者が責任をもって行うこと。

2　前項の管理責任を果たすため、漏水防止、修繕工事及び水質管理等については、修繕工事を行う者の指定等事故発生時における具体的な対策を設けること。

|  |
| --- |
| 施設所有者が指定する江津市水道事業指定給水装置工事事業者 |
| 住所  　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 当社は、前記申込み施設内で発生する給水に関する事故について、責任を持ってお請けします。 |

3　施設所有者がタンク以下装置に各戸の量水器(以下「子量水器」という。)を設置する場合は、江津市水道事業管理者(以下「管理者」という。)の指定する量水器を取り付け、検定期限の満了及び故障の場合は、取り替えるものとする。

4　タンク以下装置の飲料水の供給条件(料金・維持管理等)を施設利用者に周知納得させること。なお、各戸の使用者においてこの条件につき問題を生じたときは、施設所有者の責任において解決すること。

　(届出義務)

5　タンク以下装置に関する下記の事項に異動又は変更を生じたときは、管理者に届出ること。

　(1)　タンク以下装置の所有権

　(2)　タンク以下装置の施設管理者及び指定給水装置工事事業者

　(3)　その他必要な事項

6　添付図面及び書類は、次のとおりとする。

　(1)　団地又は集合住宅の全体平面図

　(2)　配管の平面図

　(3)　受水タンクの構造及び平面図

　(4)　ポンプの形式及び能力

　(5)　その他管理者が必要と認める書類